

# IP網へ移行後の音声接続料の在り方

---

## 論点整理

令和2年6月

## 一部答申(案)に向けた論点整理

IP網へ移行後は双方向接続が主体となることを踏まえ、  
「課題① ユーザ料金の低廉化が進んでいない。」や  
「課題② 接続料の設定において事業者間の公平性が確保できていない。」  
といった課題に改めて対応するため、  
着信接続料を設定する全ての事業者を対象に着信接続料の低廉化を図る仕組みとして  
着信接続料規制について検討を進めるべきではないか。

そのため、一部答申後に、  
算定方法等の具体化等、制度設計に係る検討を行っていくことが適当ではないか。

**課題① ユーザ料金の低廉化**

**課題② 接続料の設定における事業者間の公平性の確保**

**課題への対応**

○ 欧米諸国では、音声通信サービスが料金プランに組み込み、あるいは定額制プランが一般的となっている。

国		米国	英国	フランス	ドイツ	韓国	日本
モバイル	事業者	Verizon	Telefonica UK	Orange	Telefonica Deutschland Holding	SK Telecom	NTTドコモ
	提供状況	通信料金プランに組み込み (通話無制限)	通信料金プランに組み込み (通話無制限)	ほとんどの通信料金プランに組み込み (通話無制限)  ※一部の低容量プランは月120分無料	通信料金プランに組み込み (通話無制限)	ほとんどの通信料金プランに組み込み (通話無制限)  ※一部の低容量プランは月80~280分無料	基本料金+通話料 (定額制等)  ※完全無制限(1700円)、5分無料(700円)等
固定	事業者	Verizon Communications	BT Group	Orange France	Telekom Deutschland	KT Corp	NTT東日本・西日本
	提供状況	通信料金プランに組み込み  ※住宅用はIP電話のみ、事務用は米国内無制限	基本料金+通話料 (定額制)  ※固定電話へ完全無制限、夜間・週末が無制限、週末のみ無制限	基本料金+通話料 (定額制等)  ※完全無制限、月30~180分無料等	基本料金+通話料 (定額制等)  ※固定電話へ完全無制限、月120分無料等	基本料金+通話料 (定額制等)  ※月3,000分無料等	基本料金+通話料 (従量制)

# 電話通信料の国際比較

○ OECDの公表データによれば、我が国の固定電話通信料の低廉度は34カ国中26～33位、携帯電話通信料※1は35か国中※233～35位に留まっている。 ※1 データ通信料金を含む。 ※2 2016年からラトビアが加盟。

計測時点:	バスケット種類:	2014年8月現在						2017年5月現在		
		家庭用電話料金				事業用電話料金		携帯電話料金		
		20呼	60呼	140呼	420呼	100呼	260呼	100呼500MB	300呼1GB	900呼2GB
アジア・大洋州	日本	26	31	33	30	29	31	35	34	33
	韓国	2	6	23	29	5	26	1	15	19
	オーストラリア	23	32	26	18	30	24	21	14	8
	ニュージーランド	33	30	29	22	23	20	10	21	23
米州	カナダ	16	10	6	6	11	5	31	29	31
	チリ	12	9	13	31			18	27	26
	メキシコ	4	23	19	28	13	23	11	11	9
	米国	27	25	30	24	14	11	33	30	28
欧州	オーストリア	24	26	32	33	8	15	7	6	4
	ベルギー	32	19	22	21	21	21	27	25	22
	チェコ	28	28	31	32	32	30	34	32	30
	デンマーク	17	18	15	12	28	29	19	12	7
	エストニア	5	3	8	25	3	6	8	3	10
	ラトビア							12	8	12
	フィンランド	21	34	34	34	31	32	15	16	14
	フランス	15	14	24	26	24	12	6	2	5
	ドイツ	20	16	21	14	15	10	9	20	24
	ギリシャ	22	20	20	9	19	18	28	35	35
	ハンガリー	8	7	4	3	27	28	32	33	34
	アイスランド	1	1	1	7	1	1	17	18	16
	アイルランド	31	33	25	20	22	13	25	19	18
	イタリア	18	21	18	15	33	33	24	23	25
	ルクセンブルク	11	11	10	4	7	8	2	1	1
	オランダ	29	29	16	10	25	22	26	22	21
	ノルウェー	3	2	2	1	4	4	20	13	17
	ポーランド	19	12	5	2	9	7	14	9	3
	ポルトガル	25	27	28	27	20	25	22	26	29
	スロバキア	9	15	17	17	26	17	29	31	32
スロベニア	14	17	14	11	17	14	13	24	20	
スペイン	34	22	27	23	16	27	30	28	27	
スウェーデン	13	13	9	5	18	19	3	7	11	
スイス	10	8	7	16	12	16	23	17	13	
英国	30	24	11	8	10	2	5	5	2	
その他	イスラエル	6	4	3	13	2	3	16	10	6
	トルコ	7	5	12	19	6	9	4	4	15

(注)各バスケットの想定する1日当たり通信時間はおおよそ次のとおり。  
 家庭用20呼:2分  
 家庭用60呼:6分  
 家庭用140呼:17分  
 家庭用420呼:70分  
 事業用100呼:7分  
 事業用260呼:20分  
 携帯電話100呼:6分  
 携帯電話300呼:19分  
 携帯電話900呼:60分  
 (携帯電話バスケットにはこのほかデータ通信とSMSの利用が含まれる)

(出典)OECDデジタル経済白書2015年版、OECDブロードバンドポータル

# 携帯電話通信料の国際比較

○ 日本の携帯電話通信料は、いずれの場合(データ容量:2GB、5GB、20GB)においても高い水準に留まっている。

## ■ 携帯電話通信料の国際比較 (スマートフォン MNOシェア1位の事業者)

データ容量月2GB

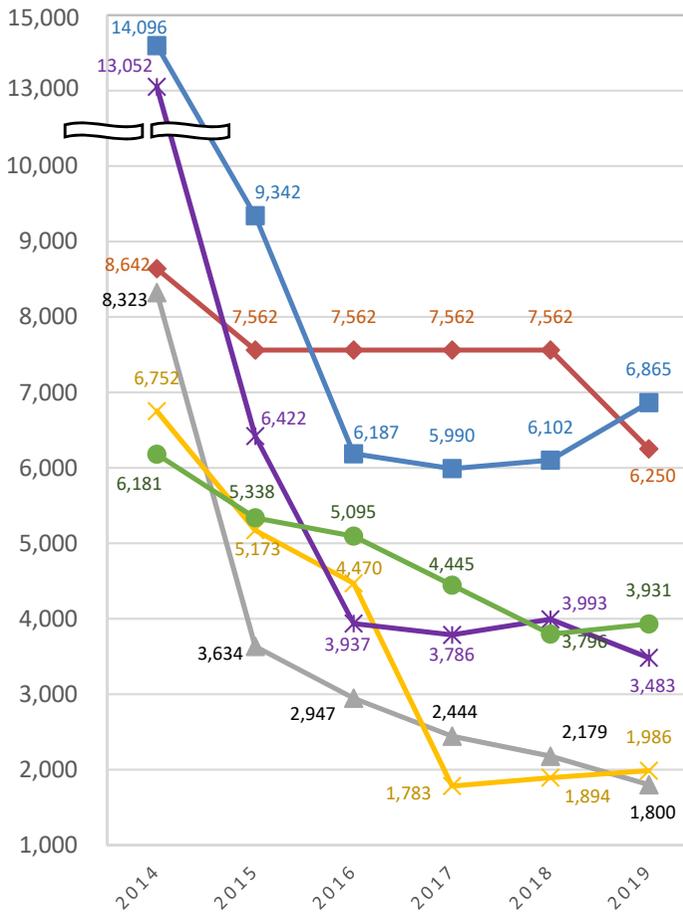
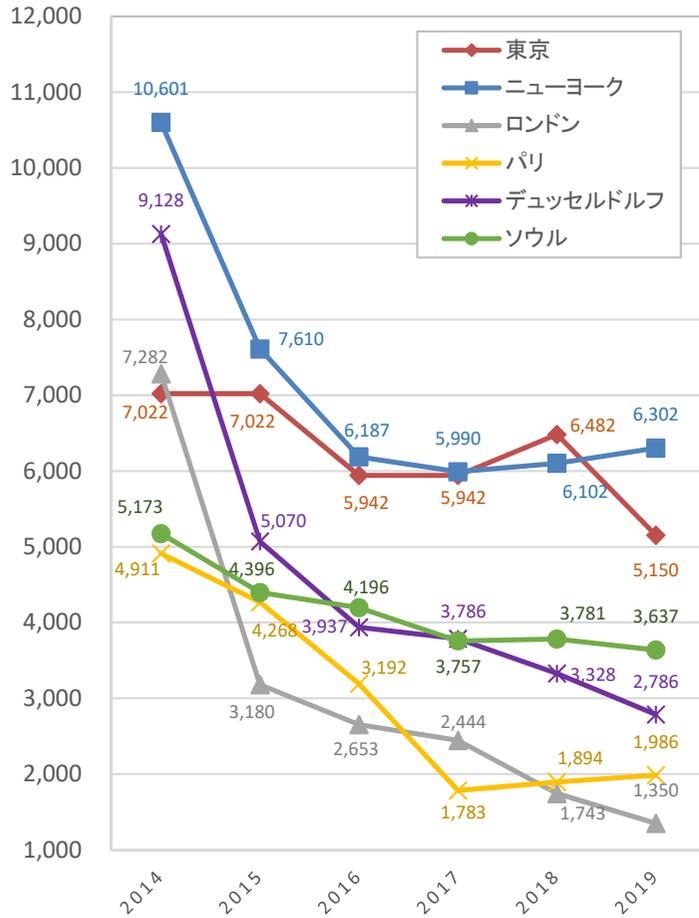
データ容量月5GB

データ容量月20GB

(税込 単位:円)

(税込 単位:円)

(税込 単位:円)



(注1) 各年度において通貨換算に用いる購買力平価の値がそれぞれ異なる。  
 (注3) シェアの変動により、年度によって対象事業者が異なる場合がある。  
 (注4) データ容量月20GBは2016年度から通信料金を調査している。  
 (注6) 2016年度においてデュッセルドルフではデータ容量月20GBプランを提供していなかったため、提供プランの中で最も容量が多い(15GB)プランで比較。

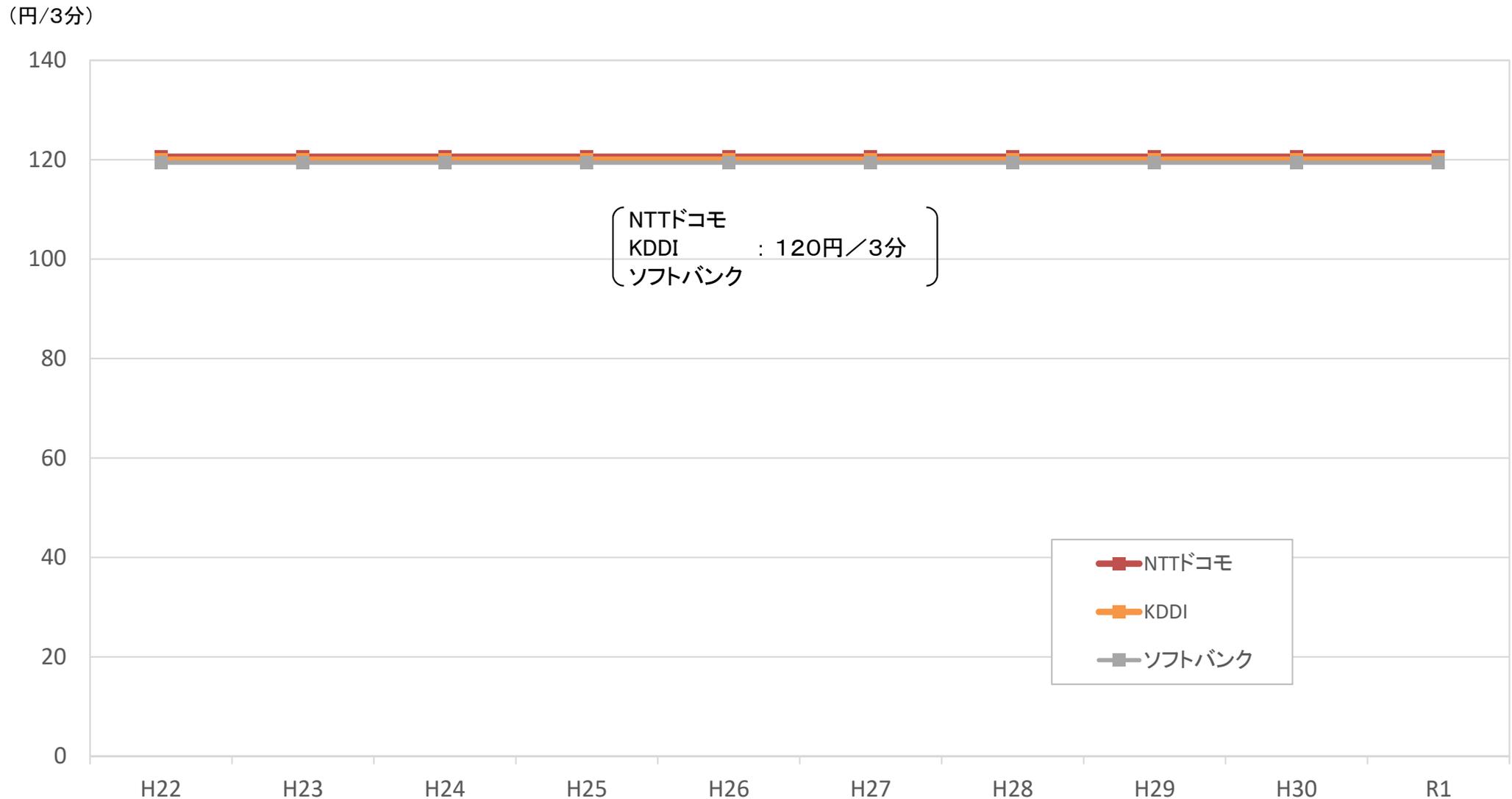
(注2) 各年度において設定しているモデルの音声通話の分数は異なる。

(注5) 2014年度は12月時点の通信料金を調査している。

出典: 「電気通信サービスに係る内外価格差調査」(総務省)

○ 携帯電話の音声通話料(従量制)は、10年以上前から変わっていない(120円/3分)。

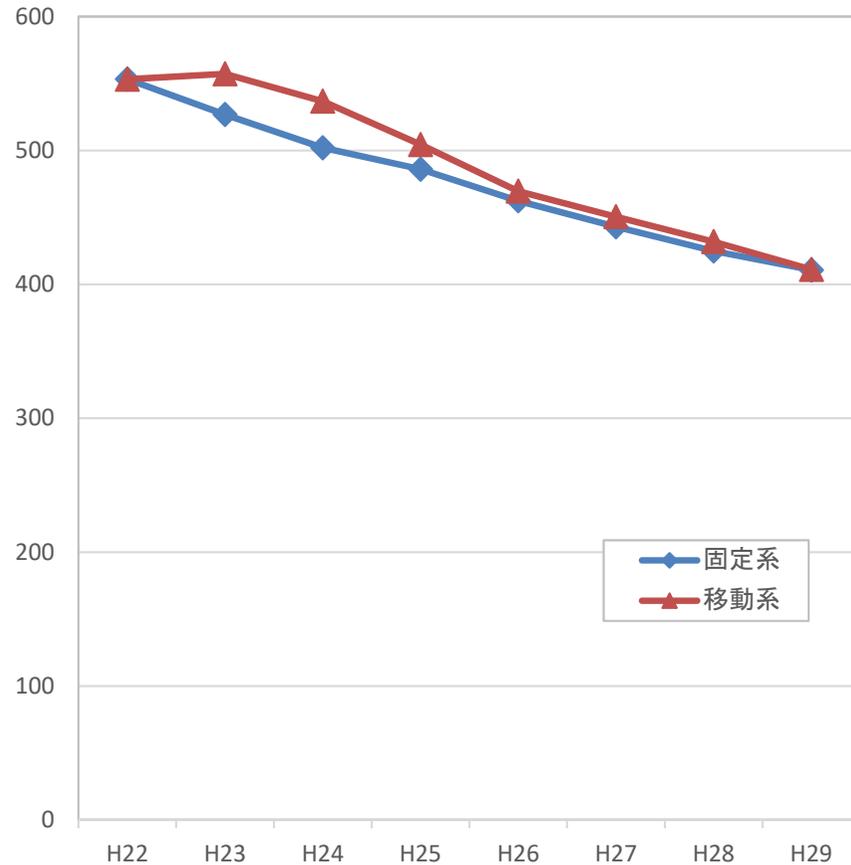
## ■ 携帯電話各社の音声通話料(従量制)の推移



- 音声トラヒックは年々減少する傾向にある。
- 携帯電話は、定額制プランの提供により一時的に通信時間が増加したものの、その後は再び減少に転じている。

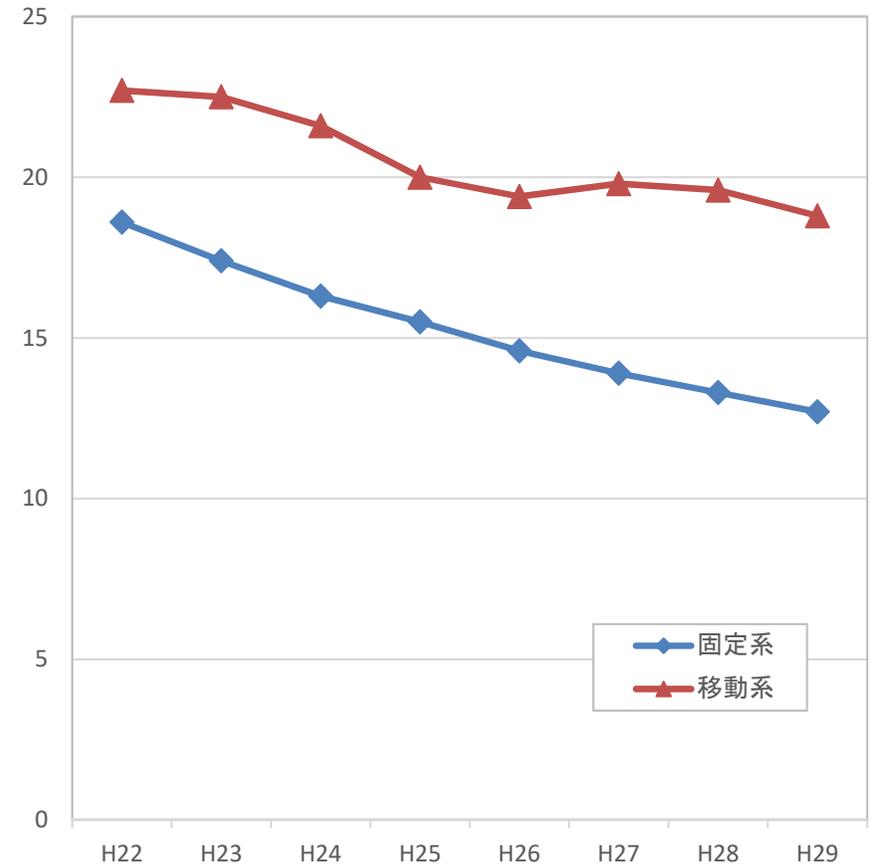
## ■ 通信回数

(億回)



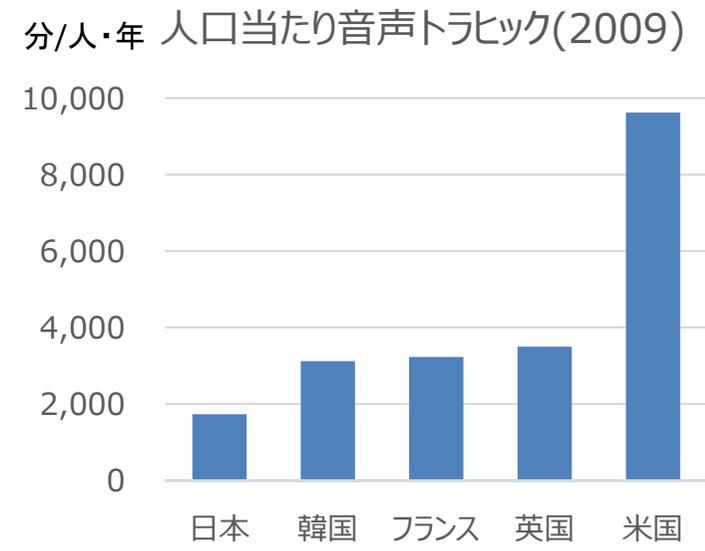
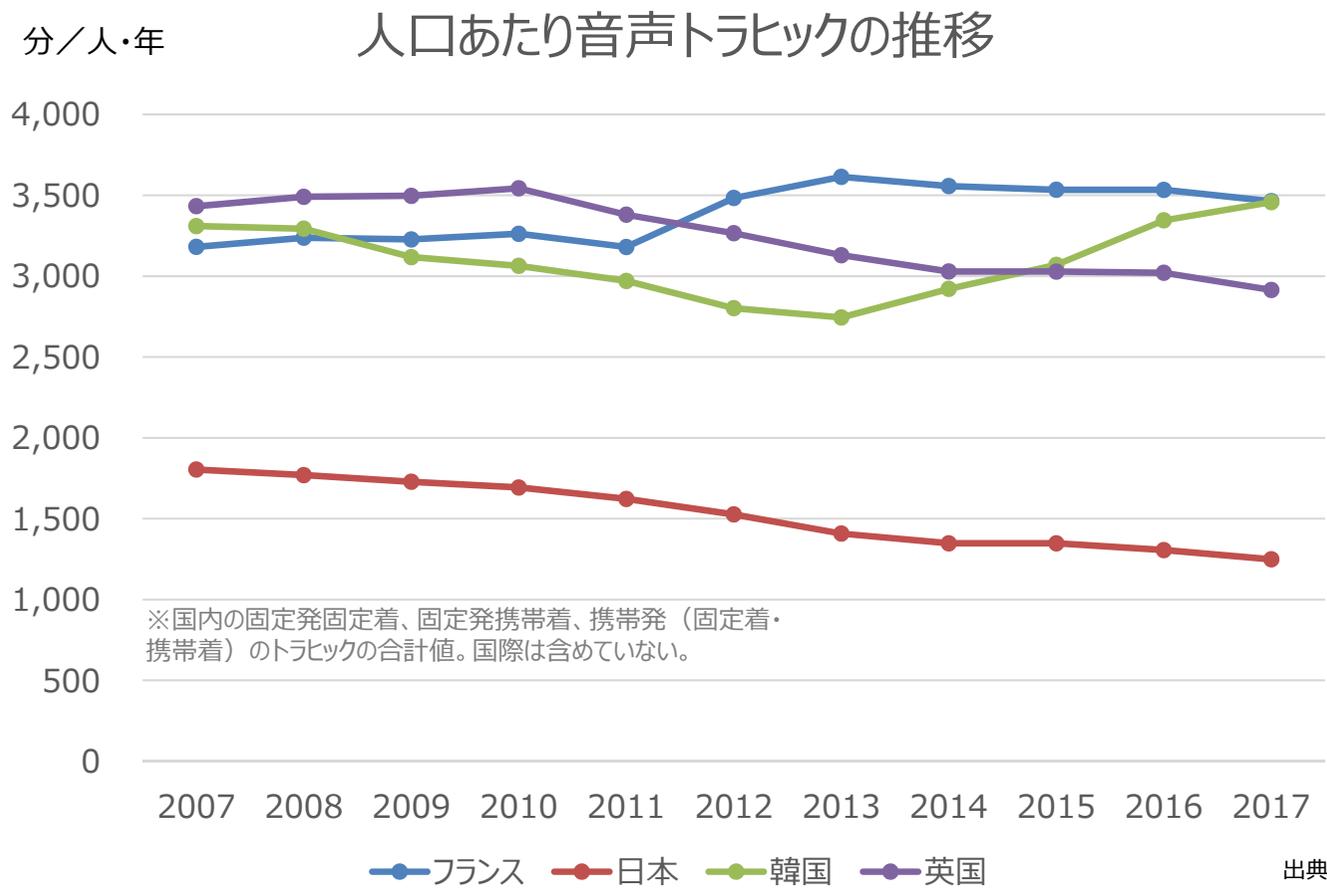
## ■ 通信時間

(億時間)



### ■ 国民一人当たりの音声通話トラヒック（分数）の国際比較

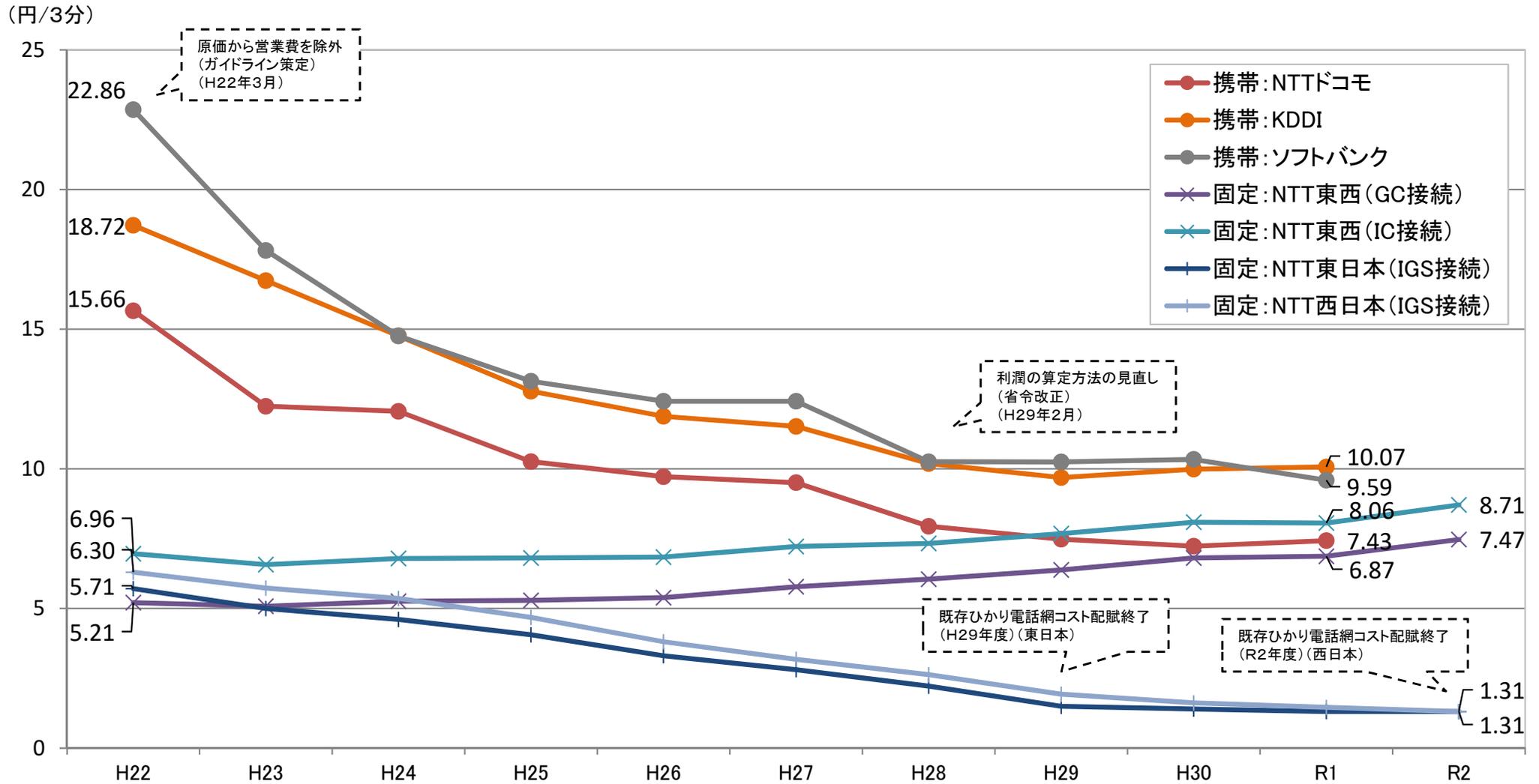
- 一人あたり通話分数は、**米国が最も多く、英・仏・韓は1/3程度、日本は1/6程度の水準**(2009年時点)。
- 2007→2017の期間において、日本では大幅減少する一方、**仏・韓では増加**している。  
増加している仏・韓では、**増加の主因は携帯発トラヒックの大幅増**である。



※米国の数字はMRI推計値  
固定発携帯着、携帯発は2009年実績値、固定発固定着は2005,2006年実績値を基に2009年の値を推計

# 音声接続料の推移

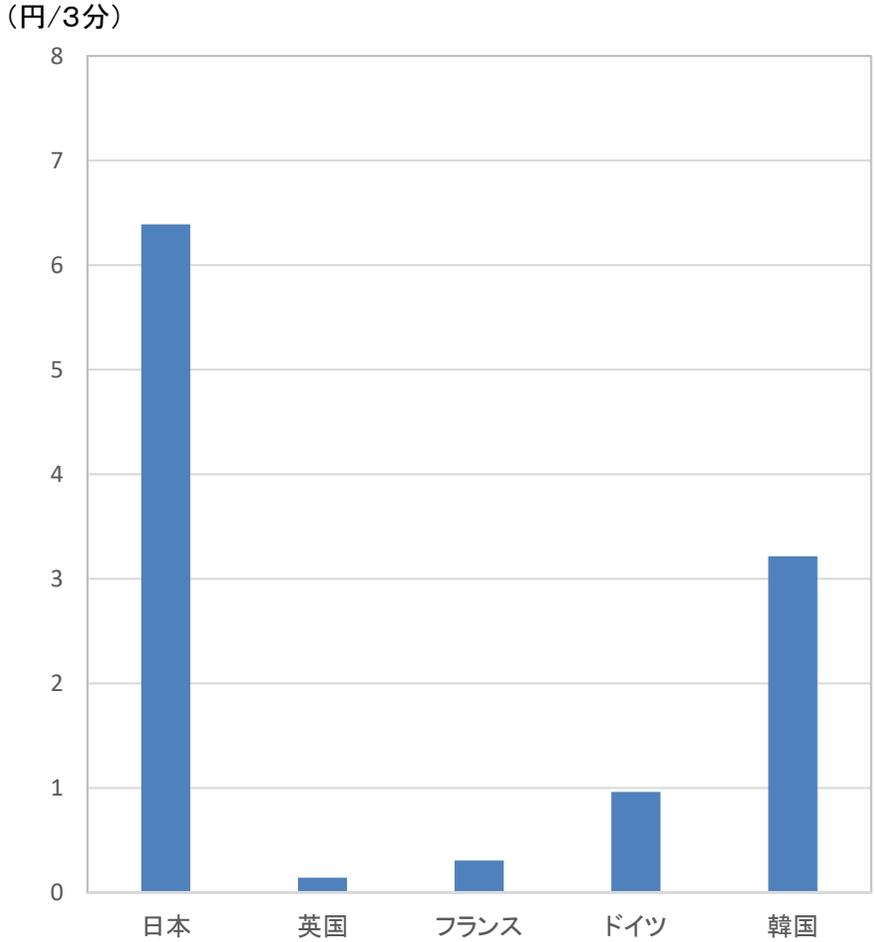
○ ここ数年において音声接続料は下げ止まり、あるいは上昇傾向にある。



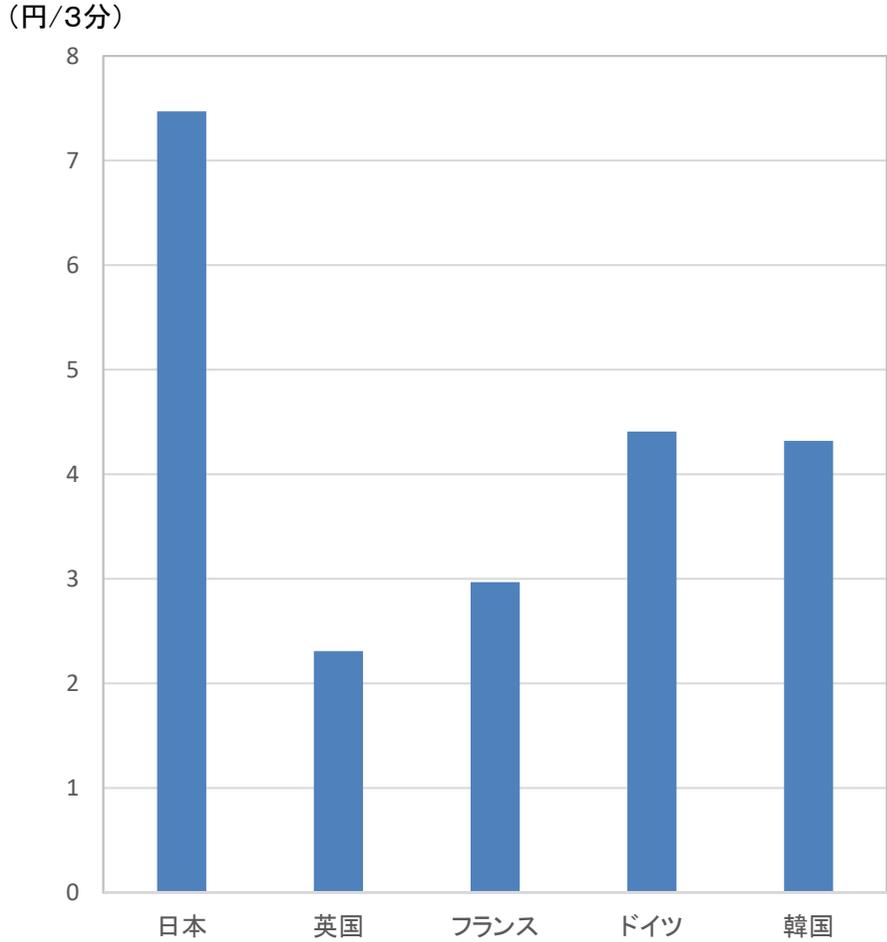
※1 各年度において最終的に適用される接続料を記載。  
 ※2 第二種指定電気通信設備設置事業者の接続料について、平成22年3月より、原価から営業費を除外。  
 ※3 第二種指定電気通信設備設置事業者の平成27年度の接続料の値は、平成28年5月の第二種指定電気通信設備接続料規則施行後の届出値。  
 ※4 第二種指定電気通信設備設置事業者の接続料について、区域内外統一料金となっている。ただし、KDDIは平成28年度まで、ソフトバンクは平成27年度まで、区域内外に区分して算定しており、当該年度までの数値は、それぞれ区域内のものを使用している。

○ 国際比較において、日本の音声接続料は、算定方式の違い等から高い水準にある。

■ 固定電話の音声接続料(2017年)



■ 携帯電話の音声接続料(2017年)



○ 欧州では、2009年の着信接続料に関するEU勧告により、多くの国※<sup>1</sup>がpure LRIC方式※<sup>2</sup>を採用し、着信接続料が低廉化。

※<sup>1</sup> 2016年7月現在、欧州37か国のうち22か国が、EU勧告に基づくpure LRIC方式を採用。

※<sup>2</sup> pure LRIC方式(純粋増分費用方式): 接続呼により追加的に発生する費用のみを配賦する方式。全ネットワーク費用を配賦する平均費用方式よりも低廉な接続料となる。

○ 日本は、全ネットワーク費用を配賦する平均費用方式を採用しており、欧州に比べ高い水準。

## ■主要国における固定電話網の着信接続料算定方式

	米国	英国	フランス	ドイツ	韓国	日本
規制方式	ビル・アンド・キープ (2020年までに 完全移行)	LRIC方式による 上限規制	LRIC方式による 上限規制	LRIC方式による 認可制	LRIC方式による 認可制	LRIC方式による 認可制
適用対象 事業者	全事業者	全事業者	全事業者	DT (他事業者にも同額 を義務付け)	KT	NTT東日本・ 西日本
IP-LRIC 採用状況	—	○	○	○	×	×
LRIC方式 の詳細	—	純粋増分費用方式※	純粋増分費用方式※	純粋増分費用方式※ +国際ベンチマーク	平均費用方式	平均費用方式
接続料水準  (推移)	0.78円/分 (0.07¢/分) (2016年7月～)  ※一部大手事業者はビル・ア ンド・キープへ既に移行	0.048円/分 (0.032p/分) (2015年10月～)  FY2014: 0.033 p/分 FY2013: 0.034 p/分 FY2012: 0.219 p/分	0.103円/分 (0.077€¢/分) (2017年1月～)  2016.1～:0.078€¢/分 2015.1～:0.079€¢/分 2013.1～:0.080€¢/分	0.321 円/分 (0.24€¢/分) (2014年12月～)  2012.12～:0.36€¢/分	1.072円/分 (10.86W/分) (2017年)  2016年:11.98W/分 2015年:13.44W/分 2014年:14.73W/分 2013年:16.74W/分	GC接続料:2.13 円/分 (2017年度)  FY2016:2.02円/分 FY2015:1.93円/分 FY2014:1.80円/分

料金は、以下のレートで換算  
(H29.9.19現在)

- ・1ドル = 111.68 円
- ・1ポンド = 151.31 円
- ・1ユーロ = 133.92 円
- ・1ウォン = 0.09875円

# (参考) 主要国における音声接続料 (携帯電話)

- 欧州※では、2009年の着信接続料に関するEU勧告により、固定電話網と同様に多くの国※<sup>1</sup>がpure LRIC方式を採用。
- OECDの公表データ(2018年2月)によれば、日本はOECD35か国中、スイスに次いで2番目に高い水準。

※ 米国では、携帯電話市場において受信者料金負担が採用されてきたこともあり、接続料を通じた事業者間精算は一般に行われていない。

## ■主要国における携帯電話網の着信接続料算定方式

国	英国	フランス	ドイツ	韓国	日本
規制方式	LRIC方式による 上限規制	LRIC方式による 上限規制	LRIC方式による 認可制	LRIC方式による 認可制	届出制
適用対象 事業者	全事業者	全事業者	全事業者	MNO3社	NTTドコモ、KDDI、ソフト バンク、沖縄セルラー
LRIC方式 の詳細	純粋増分費用方式	純粋増分費用方式	純粋増分費用方式	平均費用方式	—
接続料水準	0.77円/分 (FY2017: 0.507p/分)	0.99円/分 (2017年: 0.74€c/分)	1.47円/分 (2016.12~2017.11: 1.10€c/分)	1.44円/分 (2017年: 14.56W/分)	(例)NTTドコモ 2.49円/分 (2017年度: 0.0415円/秒)

※ 純粋増分費用方式(pure LRIC方式)は、接続呼により追加的に発生する費用のみを配賦する方式。全ネットワーク費用を配賦する平均費用方式よりも低廉な接続料となる。

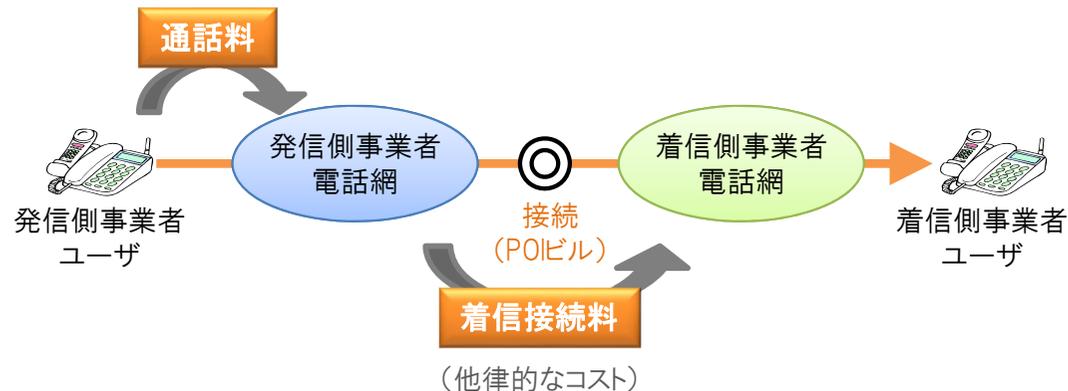
料金は、以下のレートで換算  
(H29.9.19現在)

- ・1ドル = 111.68 円
- ・1ポンド = 151.31 円
- ・1ユーロ = 133.92 円
- ・1ウォン = 0.09875円

## 課題① ユーザ料金の低廉化が進んでいない。

- 日本のユーザ料金(音声通話料)は、低廉化が進んでいない(携帯電話の従量制通話料は、10年以上前から変わっていない)。
- 国際比較において、日本の音声接続料は高い水準にある。
- 音声通話料の高止まりの一要因は、事業者が音声通話サービスの提供に当たって負担する他律的なコストである接続料の水準が高止まりしていることにあるのではないか。
- 音声通話料の低廉化を進めるための方策の1つとして、着信接続料の低廉化を図る必要があるのではないか。

<事業者が負担する接続料支出>



課題① ユーザ料金の低廉化

課題② 接続料の設定における事業者間の公平性の確保

課題への対応

- 現在、電気通信事業法は、固定系（一種指定制度）ではアクセス回線のボトルネック性、移動系（二種指定制度）では電波の有限希少性及び相対的多数のシェアに起因して市場支配力を有するものとして、主要なネットワークを保有する特定の事業者に対して、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速性を担保するための規律を課している。
- 接続料については、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた水準での設定（二種指定制度では当該水準を上回らないこと）を求めている。

		規制根拠	規制内容	事業者 (シェア)	接続料	
					算定方式	接続料水準 (令和元年度)
固定系	一種指定制度	アクセス回線のボトルネック性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 接続約款(接続料・接続条件)の認可制</li> <li>• 接続会計の整理義務</li> <li>• 網機能提供計画の届出・公表義務</li> </ul>	NTT東日本 NTT西日本 (固定電話の約6割)	PSTN: 長期増分費用方式	IC接続料 8.06円/3分 GC接続料 6.87円/3分
					ひかり電話: 将来原価方式	東日本 1.31円/3分 西日本 1.46円/3分
移動系	二種指定制度	電波の有限希少性及び相対的多数のシェア	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 接続約款(接続料・接続条件)の届出制</li> <li>• 接続会計の整理義務</li> </ul>	NTTドコモ (携帯電話の約4割)	実績原価方式	7.43円/3分
				KDDI (携帯電話の約3割)		10.07円/3分
				ソフトバンク (携帯電話の約2割)		9.59円/3分

## ■ 接続料の算定方法

< 一種指定制度 >

$$\text{接続料単価} = \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要}}$$

< 二種指定制度 >

$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要}}$$

※ 適正な利潤 = 他人資本費用 + 自己資本費用 + 利益対応税

# 各事業者の接続料設定

- 非指定事業者は、他事業者との接続において、自網の接続料を他事業者の接続料とは無関係に任意に設定することが可能であり、事業者間協議を通して決定することが基本。
- 発・着信の事業者の組合せにより事業者間協議の事情は様々であるが、接続料収入の減少につながることから概して着信接続料を下げるインセンティブは生じにくい。
- 現に着信接続料の水準が争点となって、双方の合意が得られず協議が難航するケースが散見される。

※ 接続事業者別に自網への着信接続料の設定方法を記載。  
 ※ 「■」は事業者が接続料を任意に設定可能な場合。

		事業者	着信接続料	接続料の設定(接続事業者別)			
				固定		移動	
				指定	非指定	指定	非指定
固定	一種指定事業者	NTT東日本 NTT西日本 (固定電話の約6割)	PSTN: IC接続料 8.06円/3分 GC接続料 6.87円/3分 ひかり電話: 東日本 1.31円/3分 西日本 1.46円/3分	一種指定制度に基づき設定			
	非指定事業者	KDDI、ソフトバンク等15社以上 (固定電話の約3割)	事業者間協議で設定。 (例 発信側事業者の設定する接続料をベンチマークとして使用)	指定事業者の接続料を踏まえ設定する等	事業者間で個別にルールを設定	指定事業者の接続料を踏まえ設定する等	事業者間で個別にルールを設定
移動	二種指定事業者	NTTドコモ (携帯電話の約4割)	7.43円/3分	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     固定網ではPSTNとIP網があり、接続料水準に差があることから事業者間協議が難航するケースあり                 </div> 二種指定制度に基づき設定			
		KDDI (携帯電話の約3割)	10.07円/3分				
		ソフトバンク (携帯電話の約2割)	9.59円/3分				
	非指定事業者(MNO)	楽天モバイル (携帯電話の1割未満)	事業者間協議で設定。	指定事業者の接続料を踏まえ設定する等	事業者間で個別にルールを設定	指定事業者の接続料を踏まえ設定する等	—

委員限り

委員限り

課題② 接続料の設定において事業者間の公平性が確保できていない。

- 現行制度では、接続料の設定について、指定事業者は規制が及ぶ一方、非指定事業者には規制が及ばない。
- 指定事業者についても、NTT東日本・西日本の固定電話に係る接続料はLRIC方式等で算定される一方、携帯電話各社の接続料は実績原価方式で算定される。
- 双方向接続では、自網への着信呼市場において市場支配力を有するという意味で、指定事業者と非指定事業者の違いによらず、また、一種指定事業者と二種指定事業者の違いによらず、全ての事業者が対等な関係にある。
- 事業者間の公平性を確保する観点からは、双方向接続における着信接続料の設定について、その条件をそろえることが原則ではないか。

発信側	着信側	現在の接続形態 (接続点)	IP網へ移行後の接続形態 (接続点)
加入電話	固定電話、携帯電話	多くの通話類型において中継事業者を介した接続 (PSTNハブ)	双方向接続 (POIビル)
加入電話以外の固定電話	固定電話、携帯電話	発着信事業者の組合せに応じて中継事業者を介した接続となる場合あり (PSTNハブ)	双方向接続 (POIビル)
携帯電話	固定電話		
携帯電話	携帯電話	双方向接続 (個別に設定)	双方向接続 (個別に設定)

課題① ユーザ料金の低廉化

課題② 接続料の設定における事業者間の公平性の確保

**課題への対応**

## 課題① ユーザ料金の低廉化が進んでいない。

- ユーザ料金(音声通話料)の低廉化が進んでいない。
- この要因の1つは、音声通信サービスの提供に当たり他律的なコストである接続料の高止まりにあるのではないか。
- 音声通話料の低廉化を進めるための方策の1つとして、着信接続料の低廉化を図る必要があるのではないか。

## 課題② 接続料の設定において事業者間の公平性が確保できていない。

- 双方向接続では、自網への着信呼市場において市場支配力を有するという意味で、指定／非指定、一種／二種に関わらず、全ての事業者が対等な関係。
- 事業者間の公平性を確保する観点からは、双方向接続における着信接続料の設定について、その条件をそろえることが原則ではないか。

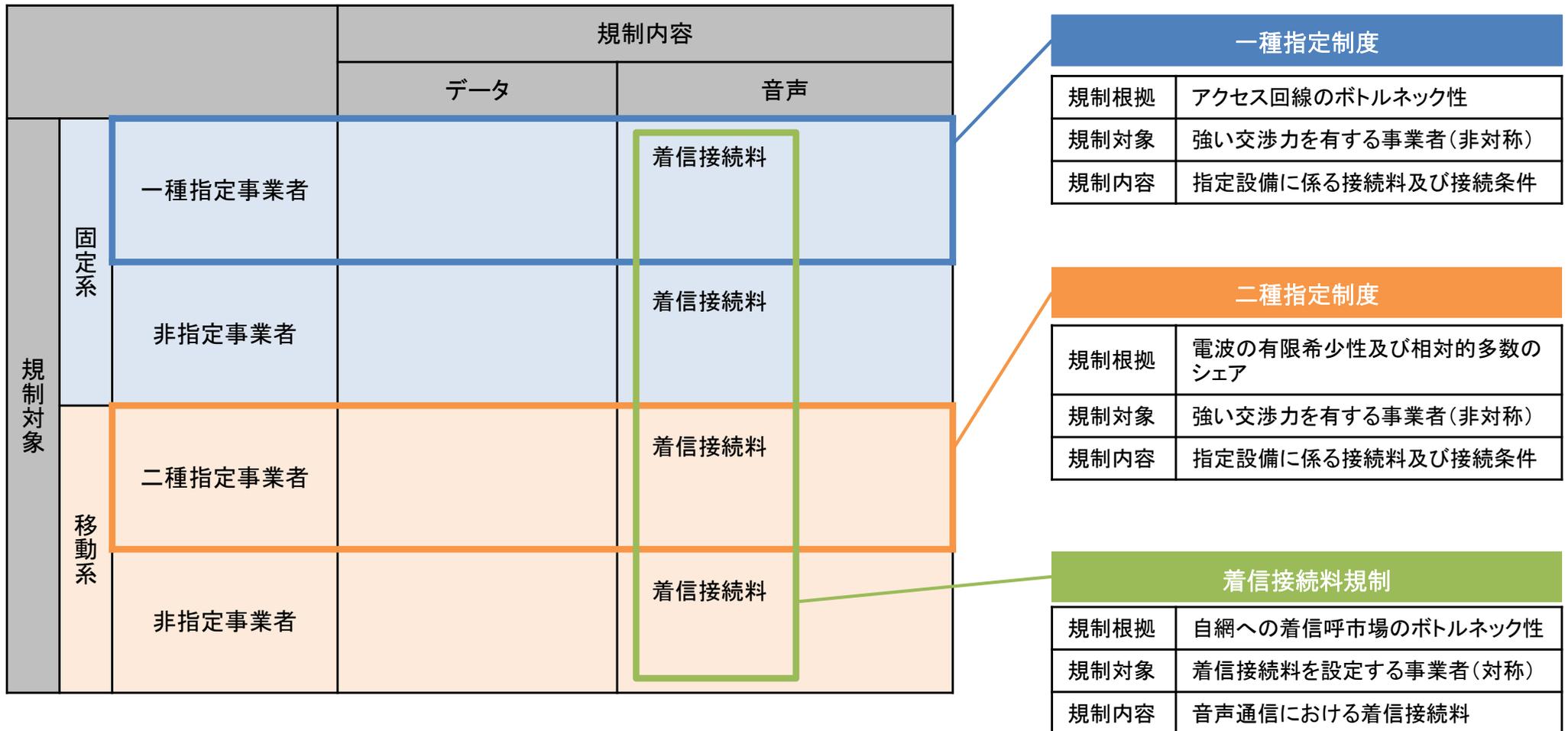


## <課題への対応方策>

IP網へ移行後は双方向接続が主体となることを踏まえ、改めて上記課題に対応するため、着信接続料を設定する**全ての事業者を対象に着信接続料の低廉化を図る**仕組みとして着信接続料規制について検討を進めるべきではないか。

- 着信接続料規制と現行制度(一種指定制度、二種指定制度)とは、規制根拠、規制対象及び規制内容がそれぞれ異なる。

## <相互関係のイメージ>



## <一部答申後の検討事項>

### ➤ 算定方法

- 算定方式について、事業者間の公平性の観点から、事業者を問わず統一すべきではないか。  
(固定電話と携帯電話の間で算定方式を別とする理由はないのではないか。 等)
- 算定条件(入力値等)について、事業者を問わず統一すべきか。  
(事業者間で考慮すべき条件の違いはあるか。例えば、周波数等が携帯基地局コストに影響するとの意見あり。)
- 具体的な算定方式について、接続料低廉化等の観点から、何をを用いるべきか。  
(事業者間の条件の違いによる影響を軽減しつつ、接続料低廉化が可能な方式としてはpure LRIC方式が考えられるのではないかと。その他、接続料低廉化の程度は劣るが、平均費用方式や実績原価方式等も考えられるか。)
- 新たな算定方法への移行に当たって、経過措置等を考える必要があるか。  
(携帯発・携帯着は、携帯電話事業の特性等に起因し事業者間精算額の規模が大きく、着信接続料が低廉化すると競争環境及び事業者の経営に大きな影響が生じるとの意見あり。これを踏まえた考慮の必要性についてどう考えるか。 等)
- 双方向接続以外における音声接続料について、どのように扱うべきか。  
(例えば、中継事業者を介した接続における着信接続料についても同様に扱うことが妥当か。 等)

### ➤ 規制方式 (例 上限料金規制)

### ➤ 手続 (例 届出、認可) 等

## ■ コスティング方式(例)

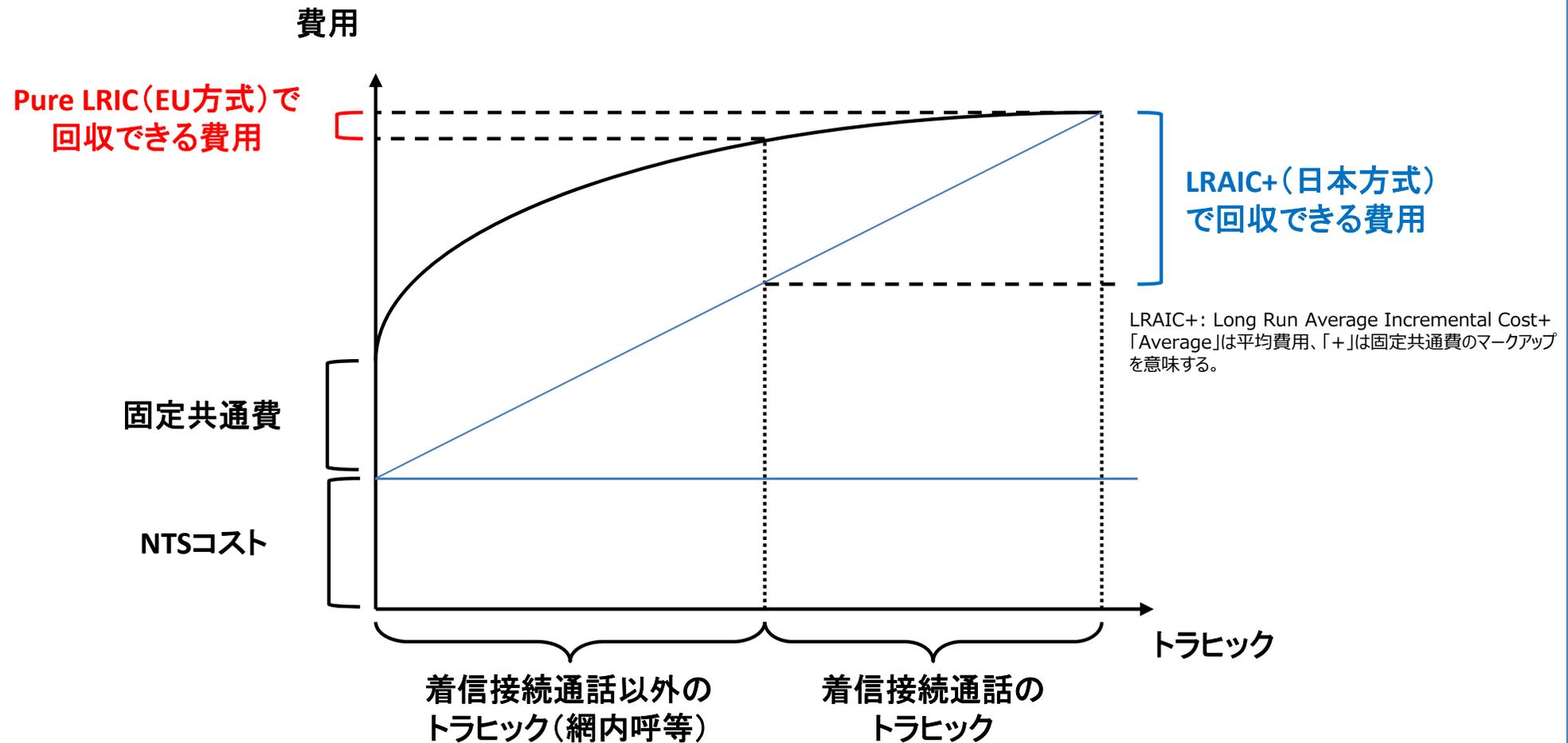
	概要	適用事例	低廉化可能性
長期増分費用方式			
純粋増分費用方式 (pure LRIC方式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定。</li> <li>接続呼により追加的に発生する費用のみを配賦(固定共通費は含まない)。</li> <li>事業者の条件の違いによる接続料への影響の軽減や接続料の低廉化が可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>欧州における固定電話、携帯電話</li> </ul>	◎
平均費用方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定。</li> <li>固定共通費を含む全ネットワーク費用を配賦。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定電話(加入電話)</li> </ul>	○
実際費用方式			
実績原価方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の実績需要・費用に基づき算定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話</li> <li>加入者回線(ドライカッパ)</li> </ul>	△
将来原価方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の予測需要・費用に基づき算定。</li> <li>新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NGN(ひかり電話含む)</li> <li>加入者回線(光ファイバ)</li> </ul>	△
事業者向け割引料金 (キャリアズレート)	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売料金から営業費相当分を控除したものを接続料として設定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ISDN加入者回線</li> </ul>	×

## ■ プライシング方式等(例)

	概要	適用事例	低廉化可能性
上限料金規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>接続料水準の上限を設定する方式で、料金設定について裁量の確保が可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話</li> </ul>	—
ビル・アンド・キープ方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者間のトラヒックバランスが均衡するものとして、接続料は互いに請求しない方式。</li> <li>ネットワークコストは、自網の利用者から回収。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国における固定電話、携帯電話</li> </ul>	—

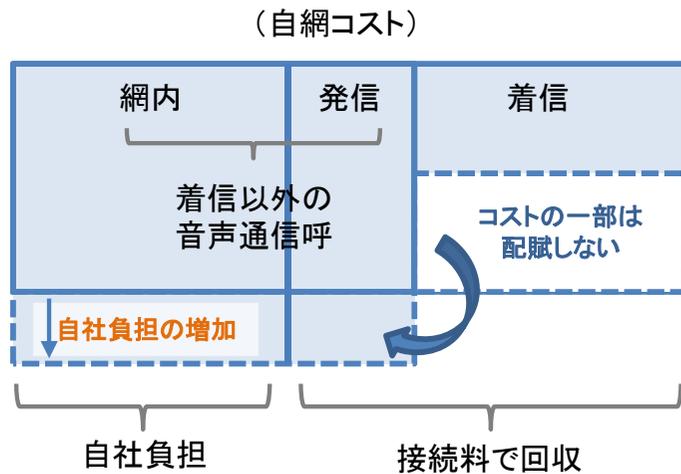
- EUのPure LRIC方式では、着信接続通話を最後の増分と考えた場合の純粋な増分費用のみを、着信接続料を通じて回収できることとしている。

### Pure LRIC方式で着信接続料として回収できる費用の範囲

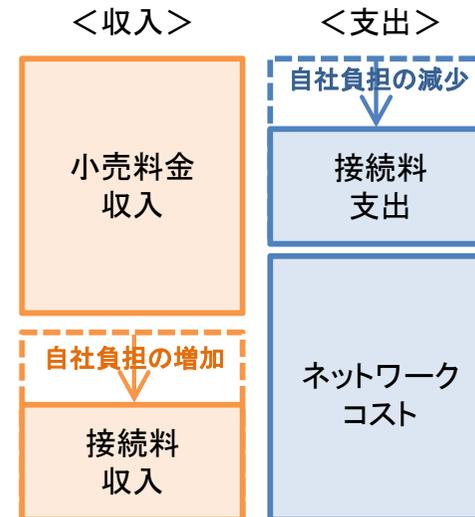


- 着信接続料規制において着信接続料の低廉化を図る場合にも、適正原価の考え方が原則となる。
- 着信接続料の低廉化を図るための算定方法として、例えば、着信接続呼とそれ以外の音声通信呼とで区分し、着信接続呼に係るコストの配賦に傾斜を設ける(コストの一部は配賦しない)といった方法が考えられる。
  - この際、双方向着信接続呼以外の接続呼(発信接続呼等)に係る接続料は一定程度上昇。
  - 網内呼に配賦されたコストは、外部からコスト回収することなく自社が負担。
  - ただし、全ての事業者が同様の算定を行う場合、外部への接続料支出も減少する。

<着信接続料の低廉化と適制原価の関係>



<接続料収支への影響>

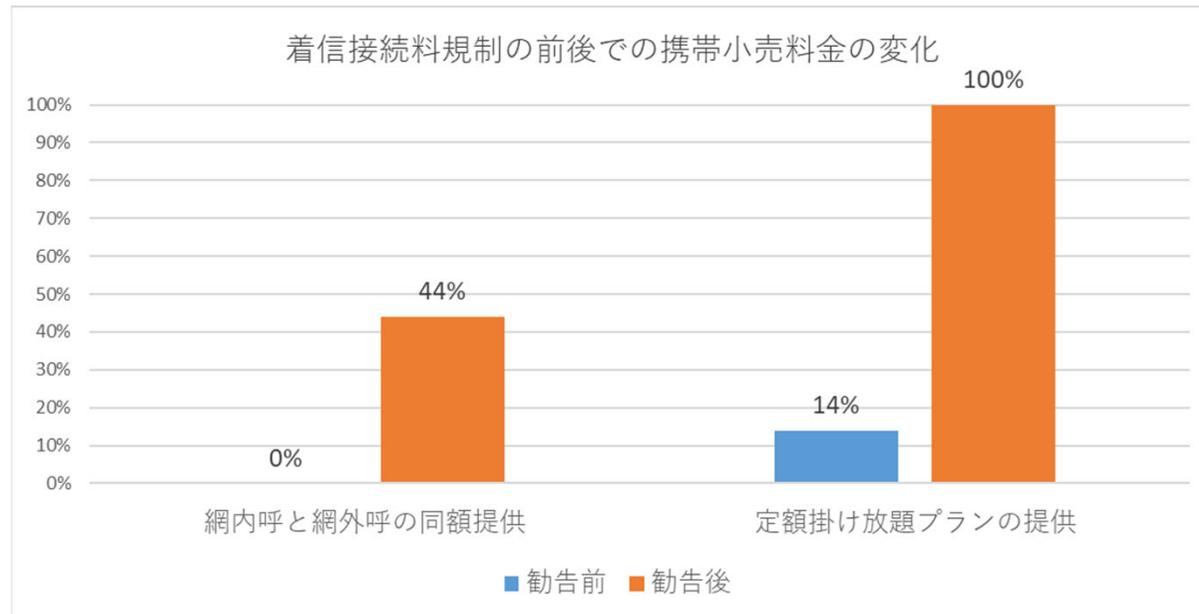


## <三菱総合研究所資料を基に作成>

- 欧州では、2009年の着信接続料に関するE U勧告により、多くの国が、全事業者を対象とした着信接続料規制を導入。
- 着信接続料に関するE U勧告の目的・期待効果は以下のとおり。

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続料水準を引き下げ、競争促進や消費者便益の向上を目指すこと</li> </ul>
期待された効果	<p>&lt;産業への効果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争促進により、効率性や革新性を促進するインセンティブを誘発し、新たな収益機会が期待</li> <li>・ 事業者間におけるトラヒックの非均衡性に起因する財政的インパクトを最小化 等</li> </ul> <p>&lt;消費者への効果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約20億ユーロの消費者便益の向上</li> <li>・ 競争促進により、欧州全域において料金の低廉化が進展 等</li> </ul>

- 着信接続料規制の導入により、EU諸国では携帯の小売料金プランに変化が見られた。
  - 接続料の低廉化により、**網内呼と網外呼の料金差が解消**される傾向が見られた。
  - 通話の**オールネット定額掛け放題プランの提供が普及**した（現在では一般化している）。



※数字は各国規制当局へのアンケートで、それぞれの提供状況について「はい」と回答した国の比率

出典：「Assessment of the 2009 Termination Rates Recommendation and costing methodologies for estimating termination rates」(TERA Consultants)